

〔参照法令〕

○森林法（昭和 26 年法律第 249 号）

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

（定義）

第 2 条① この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

- 一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
- 二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

②～③ （略）

（指定）

第 25 条① 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあっては、第 1 号から第 3 号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあっては、重要流域（……）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。（ただし書略）

- 一 水源のかん養
- 二 土砂の流出の防備
- 三 土砂の崩壊の防備

四～十一 （略）

②～④ （略）

第 25 条の 2① 都道府県知事は、前条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。（以下略）

②～③ （略）

（解除）

第 26 条① 農林水産大臣は、保安林（民有林にあっては、第 25 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる目的を達成するため指定され、かつ、重要流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。）について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

② 農林水産大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

③ （略）

第 26 条の 2① 都道府県知事は、民有林である保安林（第 25 条第 1 項第 1 号から第 3 号

までに掲げる目的を達成するため指定されたものによっては、重要流域以外の流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。) について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

② 都道府県知事は、民有林である保安林について、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

③～④ (略)

(指定又は解除の申請)

第 27 条① 保安林の指定若しくは解除に……直接の利害関係を有する者は、農林水産省令で定める手続に従い、森林を保安林として指定すべき旨又は保安林の指定を解除すべき旨を書面により農林水産大臣又は都道府県知事に申請することができる。

②～③ (略)

(保安林における制限)

第 34 条① (略)

② 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。(ただし書略)

③～④ (略)

⑤ 都道府県知事は、第 2 項の許可の申請があった場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。

⑥ ……第 2 項の許可には、条件を付することができる。

⑦ 前項の条件は、当該保安林の指定の目的を達成するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

⑧～⑩ (略)

(損失の補償)

第 35 条 国又は都道府県は、政令で定めるところにより、保安林として指定された森林の森林所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者に対し、保安林の指定によりその者が通常受けるべき損失を補償しなければならない。

○埼玉県保安林損失補償及び受益者負担に関する要綱(平成 12 年 3 月 31 日 農林部長決裁)

(損失補償の対象)

第 3 条 法第 35 条の規定による補償は、次の各号の全てに該当する保安林の立木を対象とする。

- 一 指定施業要件の立木の伐採方法として禁伐又は択伐が定められている保安林
- 二 標準伐期齢以上の立木がある保安林

三 保安林として指定された森林の森林所有者その他権原に基づきその森林の立木又は土地の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）が国又は地方公共団体でない保安林

四 過去において法第 41 条の規定による保安施設事業その他これに類する事業が行なわれたことのない保安林

② 前項の規定にかかわらず、次に掲げる保安林については、補償は行なわないものとする。

一 近傍類似の普通林の取扱から類推して、保安林の指定に伴う立木の伐採制限により損失が生じないことが明らかである保安林又は明らかに利用対象外として認められる保安林

二 保安林の指定によって利益を受ける者と当該保安林の森林所有者等とが同一である保安林

三 現に荒廃しているか、又は荒廃しつつある保安林

四 国が補償の対象とする保安林

(補償の額)

第 5 条① 保安林の立木に係る補償の額は、当該保安林に掛かる指定施業要件として定められた主伐に係る伐採種の区分に従い、それぞれ次の各号に定める算式により算出した額を毎年の損失額とみなし、当該損失額に相当する額とする。

一 主伐に係る伐採種が禁伐の場合

$$A \cdot P$$

A は、林分立木価額

P は、法定利率

二 主伐に係る伐採種が択伐（以下略）

② 前項の算式における林分立木価額は、次の算式により算出される当該林分に係る立木の価額の合計額とする。（以下略）

③ （略）